

令和元年 12月 10日

たねと食とひと@フォーラム  
吉森弘子様 高橋広一様

有機農産物の日本農林規格等の一部改正案についての意見・質問について

食料産業局食品製造課  
基準認証室

ご質問について、回答いたします。

質問 1

ゲノム編集種子及び資材等の開発者、企業に対して、情報の届け出を義務化し正確な情報を管理する必要があると思われますが、義務化を考えていますか。義務化を考えていない場合、正確な情報を担保する方策を具体的にお示しください。

質問 2

ゲノム編集作物・食品のトレーサビリティを保障する制度の確立について、具体的な方向性をお示しください。

質問 3

飼料安全法におけるゲノム編集飼料は安全性審査の対象外となりましたが、どのように整合性をつけるのか具体的にお示しください。

質問 4

飼料安全法におけるゲノム編集飼料は義務表示の対象外となりましたが、どのように整合性をつけるのか具体的にお示しください。

質問 5

カルタヘナ法、食品衛生法、食品表示法におけるゲノム編集作物・食品は規制の対象がとなりましたが、環境影響評価、食品安全性審査、食品表示について、関連する省庁との連携、法制度的な整合性をどのようにつけるのか具体的にお示しください。

質問 6

ゲノム編集か否かを判別するには分析する必要がありますが、国による分析方法についてどのような準備をされるのか具体的にお示しください。

回答（質問1から6に対して）

有機JASでは、認証事業者が生産行程において、第三者の確認に必要となる事項について記録に残すこととなっており、それを第三者が年1回以上の検査により確認することで、有機JASの規定を満たしていることを担保することとしています。

ゲノム編集技術の使用についても同様に、一般食品における表示義務などの有無と関係なく、有機JASの認証事業者は当該規定を満たしていることを証明し、第三者の確認を受けることとなります。

質問7

改正時に、ゲノム編集種子、資材の混入から有機農産物生産者を救済するための制度を作る必要がありますが、どのような準備をされるのか具体的な方向性をお示しください。

回答

有機JASでは、認証事業者は、ゲノム編集された農産物に限らず、有機農産物に、有機農産物以外のものや使用禁止資材が混入しないよう手順を定め、遵守することになります。

当該手順が妥当であるかどうかは登録認証機関が確認し判断します。

質問8

改正時に、有機JASにおける除外項目・使用禁止項目のひとつ「組換えDNA技術」を「遺伝子操作技術」に変更し、国際ルールとの整合性をつける必要があると思われますが改定の有無とその理由をお示しください。

回答

国際ガイドラインである「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン」との整合性をとる必要性から、今般の有機JASの改正については、組換えDNA技術以外の遺伝子操作技術の取扱いを明確にするものです。